

平成30年度 鳥取大学第5回経営協議会 議事要旨

日時 平成30年11月20日(火) 13:30 ~ 14:45
場所 鳥取大学事務局棟 第一会議室
出席者 (学外) 江崎, 永井, 長谷川, 松本, 宮崎, 吉岡の各委員
(学内) 豊島, 中島, 松見, 細井, 松田, 法橋, 原田の各委員
陪席者 田中監事, 足立監事, 矢部副学長, 山口副学長, 藤井地域学部長,
廣岡医学部長, 河田工学部長

議事要旨の承認

前回(平成30年9月19日開催, 平成30年度第4回)の議事要旨を承認した。

議 題

1. 平成30年人事院勧告に係る本学の対応方針

資料1に基づき, 平成30年の人事院勧告を受けて行われる国家公務員の給与の支給水準の改定に準じ, 本学職員の給与の支給水準を改定するが, 役員報酬については改定しない方針とすること及び人件費への影響額等について説明があり, 審議の結果承認された。

2. 平成30年度第1次学内補正予算(案)

資料2に基づき, 平成30年度第1次学内補正予算(案)について, 追加配分可能額及び執行計画案(平成30年度実施事業, 平成31年度完了予定の業務達成基準適用事業並びに学長裁量経費繰入分等)の説明があり, 審議の結果承認された。

— 委員からの主な発言 —

- ◇ 委員より, 入学見込者, 志願見込者が減となった要因について質問があり, 実際の入学者又は志願者が減った訳でなく, 当初見込んでいた入学者又は志願者を変更する旨の説明があった。
- ◇ 委員より, 教員の後任補充を6ヶ月あけることに対する教育及び研究への影響について質問があり, 人件費抑制策の一つとして6ヶ月あけることを基本原則としており, 教育への支障がないよう非常勤講師等で対応していることの説明があった。なお, 附属病院で診療を担当する場合は, 特例で6ヶ月あけないこともある旨の補足説明があった。

報 告

1. その他

- ◇ 資料3に基づき、最近の地域貢献の取組みについて説明があった。
資料4に基づき、次回の経営協議会を平成31年2月8日に開催予定である旨説明があった。
また、先日新聞紙面に掲載された訴訟の判決結果の説明があり、今後については検討中である旨の報告があった。